

四日市市消防団員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 号

四日市市消防団員被服貸与規則の一部を改正する規則

四日市市消防団員被服貸与規則（昭和 3 9 年四日市市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、消防団員（以下「団員」という。）に<u>貸与する被服等（以下「貸与品」という。）</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(貸与品の品目)</p> <p>第 2 条 <u>貸与することができる貸与品の品目は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>(返納手続及び措置)</p> <p>第 3 条 団員が退職又は死亡した場合は、<u>速やかに貸与品を返納しなければなら</u>ない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、消防団員（以下「団員」という。）に<u>対する被服及び用品の貸与</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(貸与品の品目)</p> <p>第 2 条 <u>貸与される被服及び用品（以下「貸与品」という。）</u>の品目は、別表に定めるところによる。</p> <p>(返納手続及び措置)</p> <p>第 3 条 <u>貸与品の貸与期間中に団員が退職又は死亡した場合は、これを返納しな</u>ければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	
別表（第 2 条関係）	
品目	備考
<u>制帽（夏帽・冬帽）</u>	

<p>アポロキャップ</p> <p>保安帽</p> <p>防火帽</p> <p><u>制服（夏服・冬服）</u></p> <p>ネクタイ</p> <p>活動服</p> <p>バンド</p> <p>防火衣</p> <p>靴</p> <p>階級章</p> <p>防寒衣</p> <p>雨衣</p> <p>ハイネックシャツ</p> <p><u>ポロシャツ</u></p> <p>手袋</p> <p>警笛</p>	<p>制服用、活動服用とする。</p> <p>黒短靴、編上安全靴、防火長靴等とする。</p> <p>皮手袋、ケブラー手袋、白手袋等とする。</p>
--	---

改正前	
別表（第2条関係）	
品目	備考
<p><u>制帽</u></p> <p><u>盛夏帽</u></p> <p>アポロキャップ</p> <p>保安帽</p> <p>防火帽</p> <p><u>制服</u></p> <p><u>盛夏服</u></p> <p>ネクタイ</p> <p>活動服</p> <p>バンド</p> <p>防火衣</p>	<p><u>分団長以上</u></p> <p><u>分団長以上</u></p> <p>制服用、活動服用とする。</p>

靴	黒短靴、編上安全靴、防火長靴等とする。
階級章	
防寒衣	
雨衣	
ハイネックシャツ	
手袋	皮手袋、ケブラー手袋、白手袋等とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)